

＜自転車ので安全で適正な利用の促進に関する条例 抜粋＞

（乗車用ヘルメットの着用）

第十一条 自転車利用者は、道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用するよう努めなければならない。

- 2 保護者は、その監護する未成年者が道路において自転車を利用するときは、その未成年者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。
- 3 自転車をその事業の用に供する事業者は、その事業の用に供する自転車をその従業者が道路において利用するときは、その従業者に乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

（乗車用ヘルメットの着用の促進）

第十二条 県は、自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用を促進するため、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者に対し、自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用に関し、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
 - 一 道路において自転車を利用する高齢者の親族又は同居者 その高齢者
 - 二 通学に自転車を利用する児童、生徒又は学生（以下「自転車通学者」という。）がある学校の長 その自転車通学者
 - 三 自転車の貸出しの事業を行う者 その事業の用に供する自転車を借り受ける者
 - 四 自転車通勤者がある事業者 その自転車通勤者
 - 五 自転車小売等事業者 その自転車小売等事業者から自転車を購入する者又はその自転車小売等事業者から自転車の整備を依頼する者
- 3 交通安全関係団体は、その活動の機会を通じて、自転車利用者の乗車用ヘルメットの着用に関し、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（自転車損害賠償責任保険等への加入）

第十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に参加しなければならない。ただし、当該各号に掲げる者以外の者により、当該利用に係る自転車損害賠償責任保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

- 一 自転車利用者又はその保護者 その自転車利用者
- 二 自転車をその事業の用に供する事業者 その事業の用に供する自転車を道路において利用する者

（自転車損害賠償責任保険等への加入の促進）

第十四条 県は、自転車損害賠償責任保険等への加入を促進するため、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者に対し、その自転車の利用に係る自転車損害賠償責任保険等に加入しているかどうかを確認するよう努めるとともに、これに加入していることを確認することができないときは、自転車損害賠償責任保険等に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

一 自転車通学者がある学校の長 その自転車通学者

二 自転車通勤者がある事業者 その自転車通勤者

三 自転車小売等事業者 その自転車小売等事業者から自転車を購入する者又はその自転車小売等事業者が自転車の整備を依頼する者

3 交通安全関係団体は、その活動の機会を通じて、自転車損害賠償責任保険等への加入に関し、情報の提供、啓発その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和三年四月一日から施行する。ただし、第十一条、第十二条第二項及び第三項、第十三条並びに第十四条第二項及び第三項の規定は、同年十月一日から施行する。